

〔言志錄〕慎言處、卽慎行處略○

人最當慎口、口之職兼二用、出言語、納飲食、是也。不慎於言語、足以速禍、不慎於飲食、足以致病。謬云、禍自口出、病自口入。

〔男子女子前訓上〕一總じて人のつゝしみて申さぬ、不禮なる大口をかたく申さぬものにて候、幼少の時より大口を申習ひ候子供衆は、後には大かた惡性になり候て、親ごの勘當をもうけるやうになりたる子達、是まで多く見および申候、是子供衆の時分に行義のあしき癖づきにて、人に不禮を申憚る心をうしなひつけて、終には哀しき身になり申事に候、然れば御互に幼稚の御方へ御氣を付けられ、假にもく少しにても大口は仰られまじく候、甚わるき事にて、恥かしき事と申譯を、能々御おぼえ置なさるべく候。

〔十訓抄〕大相國實行○藤原宰相にておはしける時、歌合せられけるに、夏月を俊頼、

光をばさしかはしてやかみ山峯より夏の月は出らん、とよめりけるを、峯より夏の月は出らんと侍るは、秋冬は谷より出けるにやと申ければ、俊頼のぶる方なくて居たるに、大判事明兼が下座に候て、聊か口入を申たりけるを、俊頼腹たゝしき氣色にて、をのれがやうなる侍などは、たゞこそ居たれ、公達の物仰らるゝに、さしいらへするやうやはある、あら便なといひければ、明兼にがりにけり、さやうの事には、心得て下崩はつゝしむべき也とぞ申合ける。

〔雲萍雜志〕ある家のあるじ、五十五歳のころ、妻の身まかりければ、後妻をむかふるに、年いとわかし、客の悦びに來りて、酒宴を催す折から、その子廿六歳にして、後妻は廿五歳なりけるが、二人とも其席に出で、ともに客をもてなすにぞ、主人酌酌のうへにて、座興に乗じて云ひけるは、我等五十五歳にして、廿五歳の妻を持つことまことにおとなげなしといへども、縁のいたすところにして、よりどころあらざればなるべし、しかれば悴に對し、面目をも失ふことなり、かくなら